

# 第91回札幌市緑の審議会

## 会 議 録

日 時：2022年3月23日（水）午前9時30分開会  
会 場：ホテルモンテレーデルホフ札幌13階ベルヴェデーレホール

## 1. 開 会

○事務局（中田みどりの推進課長） 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第91回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、審議会の事務局を担当しております建設局みどりの推進部みどりの推進課長の中田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、一部の委員の方にZ o o mによるリモートにてご参加をいただいております。

Z o o mにてご参加をされている皆様、音声は聞こえますでしょうか。

審議会でのリモートは初めての試みでございますが、何かと不便をおかけする点もあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、事務局からのご報告事項でございます。

本日は、委員16名中15名の方にご出席をいただいております。札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、定足数である過半数に達しておりますので、この会議が有効に成立していることを申し上げます。

## 2. 挨拶

○事務局（中田みどりの推進課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、佐々木建設局長よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木建設局長 改めまして、皆様、おはようございます。

札幌市建設局長の佐々木でございます。

委員の皆様には日頃より札幌市の緑化行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、委員改選後、初めての審議会となりますけれども、このたびは委員をご承認いただき、さらに、年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、このようにご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、札幌市緑の審議会は、昭和52年に設置されて以来、緑の保全と創出に関する重要事項につきましてご審議をいただいております。

一昨年令和2年3月には、ご審議をいただきまして、みどりづくりの総合的な指針でございます第4次札幌市みどりの基本計画を策定したところでございます。

そうした中で、本日は（仮称）札幌市森林基本方針と都心のみどりづくり方針の二つの事柄につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。

一つ目の札幌市森林基本方針につきましては、二酸化炭素排出量の削減や自然災害の防止などの観点から森林の重要性が高まりを見せる中で札幌市の今後の森林施策の方向性を示そうというものでございます。

二つ目の都心のみどりづくり方針につきましては、令和4年度の策定を目指し、現在、

作業を進めておりますけれども、先ほどご紹介しましたみどりの基本計画の施策の一つでございます都心のみどりづくりの推進につながるものであり、都心のみどりについて、目指すべき将来像と取組の方針を示そうというものでございます。

北海道新幹線の札幌延伸や冬季オリンピック・パラリンピックの開催招致を契機としまして、都心部での再開発が進められているという中での方針の策定というものは魅力的な都心のまちづくりを進める上で大変重要となっております。

後ほど詳しくご説明をさせていただきますけれども、幅広い見地から委員の皆様のご意見やご助言を賜ることができれば幸いに存じます。

結びになりますけれども、今後とも札幌市緑化行政に引き続きお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 委員紹介

○事務局（中田みどりの推進課長） 続きまして、委員の皆様方をご紹介いたします。

来場されている方、Z o o mで参加されている方の順番でお名前を読み上げますので、ご着席のままご一礼をいただければと思います。

また、座席につきましては、お名前の五十音順でお座りいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、新任の方が5名いらっしゃいますので、お名前をお呼びする際に併せてご紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、座席順に、愛甲委員から時計回りにお名前を読み上げさせていただきます。

北海道大学大学院農学研究院の愛甲委員でございます。

続きまして、新任の札幌弁護士会の石松委員でございます。

新任の札幌商工会議所の犬嶋委員でございます。

北海道大学大学院工学研究院の小澤委員です。

新任の森林総合研究所北海道支所の菊地委員でございます。

新任の北海道建築士会の児玉委員でございます。

北海道大学大学院農学研究院の佐々木委員です。

公募委員の竹内委員です。

同じく公募委員の竹澤委員です。

日本野鳥の会札幌支部の猿子委員です。

北海道環境財団の山本委員です。

E n V i s i o n 環境保全事務所の吉田委員です。

続きまして、スクリーンをご覧ください。

札幌市立大学デザイン学部の片山委員です。

公募委員の異委員です。

北海道科学大学工学部の福田委員です。

なお、本日は、札幌市民生委員児童委員協議会の五十鈴委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。

#### 4. 事務局紹介

○事務局（中田みどりの推進課長） 続きまして、審議会の事務局を担当している職員を紹介いたします。

齋藤みどりの推進部長です。

新谷みどりの管理担当部長です。

桑島造園担当課長です。

鈴木みどりの管理課長です。

高本みどりの活用担当課長です。

このほか、みどりの推進部の関係職員が出席しております。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、第91回札幌市緑の審議会の次第、続いて、座席表、審議会の委員名簿、資料1の札幌市緑の審議会についての資料、資料2の（仮称）札幌市森林基本方針の策定に関わる報告について、資料3の都心のみどりづくり方針中間とりまとめです。

ご確認の上、資料に不備がありましたらお知らせください。

#### 5. 札幌市緑の審議会について

○事務局（中田みどりの推進課長） 続きまして、次第の5の緑の審議会について説明をさせていただきます。

今回は、第22次緑の審議会の第1回目ということで、今次より5名の方が新たに緑の審議会の委員に就任されておりますので、簡単に緑の審議会についての説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

緑の審議会とは、昭和52年4月、平成13年10月に施行されました札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づき設置されたものでございます。

委員定数は27人以内と明記されておまして、任期は2年です。組織及び運営に関して必要な事項につきましては規則で定めるとされております。

会長は、審議会を代表し、会務を総理します。また、会長につきましては、審議会の議長ともなります。

審議会の議事につきましては出席された委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによるとされております。

審議事項につきましては、（1）から（7）に列記されておりますとおりです。

また、これまでの主な審議内容につきましては、（１）から（７）に紹介されていますとおり、風致地区の種別変更、緑保全創出地域の区域変更、種別変更、そのほか、札幌市公園施設長寿命化計画の策定、身近な公園の新規整備方針の策定、札幌市公園整備方針の策定、札幌市みどりの基本計画の改定、札幌市都心のみどりづくり方針の策定といった案件についてこれまで審議をいただいております。

２枚目以降につきましては関係の条例規則を抜粋しておつけしているものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

## ６．会長・副会長の選出

○事務局（中田みどりの推進課長） 続きまして、次第の６の会長及び副会長の選出でございます。

選出につきましては、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第66条第１項によりまして、委員の互選によることとされております。

これにつきまして、皆様方から特段のご意見がないようでしたら、事務局から提案をさせていただきますと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（中田みどりの推進課長） ありがとうございます。

それでは、事務局からの案ですが、第21次の審議会から引き続きまして、会長につきましては愛甲委員に、副会長につきましては片山委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（中田みどりの推進課長） ありがとうございます。

皆さんからご了承をいただきましたので、会長につきましては愛甲委員、副会長につきましては片山委員にお願いしたいと思っております。

それでは、恐れ入りますが、愛甲会長は、会長席へ移動をお願いいたします。

[会長は所定の席に着く]

○事務局（中田みどりの推進課長） ここで、本日の審議会における新型コロナの感染症対策について簡単に申し添えさせていただきます。

本日は、入場時の検温、マスク着用をお願いするとともに、委員席にはアクリル板を設置し、その他の座席は間隔を開けて配置しております。

会場の皆様方には質疑の際にマイクをお渡しいたしますが、ご利用するたびに消毒をいたしますので、発言の際はマイクをご利用いただきますようお願いいたします。

また、感染症対策として、本日はZ o o mによるリモート参加も併用しております。Z o o mにて参加されている皆様方におかれましては、カメラはオン、マイクはミュートと

していただきまして、発言する際はミュートを解除してご発言ください。何かございましたら、チャット機能を用いてお知らせいただくか、事前にご連絡しております電話番号までおかけいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては愛甲会長にお願いをいたします。

愛甲会長、よろしくお願いいたします。

## 7. 議 事

○愛甲会長 選任していただきました愛甲です。

引き続き、皆様、よろしくお願いいたします。それから、新しく委員になっていただいた方、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。何か、硬い雰囲気が始まっていますけれども、ざっくばらんに意見をいただきたいと思います。

今日は、これからの札幌市のまちづくりや環境負荷の低減などにとって重要な意味を持つ案件が用意されております。それから、オリンピックのことなども話題になっていますが、まちを魅力的にしようというようなことでやっている都心のみどりづくり方針というお話もあります。皆さんにはぜひ忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、一つ目の（仮称）札幌市森林基本方針の策定に関わる報告です。

資料1と資料2の説明をお願いいたします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 私からは、議事1の（仮称）札幌市森林基本方針策定に関わる報告についてご説明いたします。

スクリーンにも映しているのですが、お手元の資料と変わりませんので、できればお手元のA3判のカラー版の資料2に沿ってご説明いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明いたします。

まずは、方針策定の趣旨からご説明いたします。

資料1枚目の一番上のところをご覧ください。

昨今、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組や多発する自然災害への対応として森林整備や木材利用などの森林行政の重要性が増しております。一方で、札幌市では、これまで森林整備が進んでおらず、市内の私有林や市有林の人工林の多くは、本来実施すべき間伐が遅れ、放置された状態となっております。

ここで記載はしていないのですが、森林の機能についてご説明いたします。

森林は、二酸化炭素の吸収のほか、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全、木材の生産など、多面的な機能を有しております。しかし、先ほど申しましたように、放置された森林があると、CO<sub>2</sub>の吸収が悪くなるほか、林床が暗くなって植物が育たないというようなことにより土壌が痩せます。そうしたことにより土砂災害の危険が増すなど、

十分に機能が発揮できなくなることから適切な森林の整備の推進を図る必要があります。

そのほか、木材利用の促進や森林整備の担い手育成、老朽化が進む自然歩道の対策など、札幌市が取り組むべき課題というのは数多くある状況です。

こうした状況を踏まえ、みどりの推進部では、森林行政を計画的かつ効果的に進めるため、今後100年を見据えた森林の将来像や施策の方向性を示す（仮称）札幌市森林基本方針を策定することとし、検討を開始したところです。

本日は、検討を開始するに当たり、本市の森林の現況、社会的動向や今後検討していく方針の項目、策定の進め方などについて概要をご説明いたします。

それでは、左側の方針の策定を検討するに至った背景についてご説明いたします。

まず、札幌市の森林の現況についてですが、札幌市は、市域の約64%が森林となっております。その森林のうち、大部分が国有林ですけれども、それを除いた21%が私有林と札幌市の市有林であり、それでも約1万5,000ヘクタールと広い面積を有しております。

この私有林、市有林の内訳を見ますと、約25%が針葉樹による人工林となっており、さらに、この人工林のうち、75%が昭和40年代より前に植栽され、植えてから50年以上がたつ51年生以上となっており、現在、木材の利用に適した時期を迎えております。

次に、課題です。

まずは、森林の重要性が高まる一方、全市的な森林の将来像やその将来像に向けてどのような森林整備を行っていくかといった方向性が示されていないという状況であることが挙げられます。さらに、人工林の間伐遅れが目立っているほか、森林整備の担い手が不足しているといった状況も見られます。また、札幌市が管理している藻岩山や三角山などの自然歩道については施設の老朽化が進むなど、森林に関する課題は数多くある状況です。

次に、左の下側に行きまして、社会的な動向です。

SDGsへの取組や2050年カーボンニュートラルなどの目標が掲げられ、その達成には森林の果たすべき役割は大きく、国内における森林や木材に関する重要性が、ここ数年、急速に高まってきております。

このため、国では、平成31年に森林経営管理法を施行いたしまして、この中で、公有林だけでなく、私有林においても森林の適切な管理をしてくださいというようなことを義務づけいたしました。

また、所有者がなかなか整備できないといったような状況もありまして、そういった場合、森林の管理を市町村に委ねるということも可能となりました。

さらに、同年、森林環境譲与税の導入が始まりました。

これは、森林の整備や木材利用促進を図るため、森林環境税と称し、国民1人当たり年額1,000円を徴収し、それが森林環境譲与税として各市町村等に譲与されます。

なお、税の徴収自体は令和6年度からとなっておりますが、先行して令和元年度より譲与が開始されております。この制度によりまして、森林整備や木材利用などに取り組む財源が確保されたところです。

さらに、令和3年度には、国の森林・林業基本計画や公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正などが行われ、森林施策を進める体制が強化されております。

続きまして、札幌市における動きです。

平成30年にSDGs未来都市に選定されたほか、令和2年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年には札幌市内から排出される温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しております。また、第4次札幌市みどりの基本計画においても適切な森林整備を進めることとしているほか、札幌市気候変動対策行動計画において、二酸化炭素吸収源として森林整備や木材利用の取組を進めることとしております。

このように、社会の動向からも森林行政に取り組む必要が高まっており、法制度や財源などの国の仕組みが整ったことから、札幌市といたしましても、森林施策の展開を図るため、基本方針を策定したいと考えております。

続きまして、右側に移りまして、本方針の概要についてご説明いたします。

対象は、まず、市内の私有林と市有林の森林整備です。

対象森林は、右の図にあります黄緑色の部分になります。

さらに、林業事業者の担い手確保と育成、木材利用の促進と普及啓発、自然歩道等につきましても本方針で検討することといたします。

続いて、体系イメージになります。

本方針の体系をイメージ図で示しております。

札幌市の最上位計画の札幌市まちづくり戦略ビジョンと札幌市みどりの基本計画の下位方針に当たりまして、北海道森林づくり基本計画や森林法に基づき策定する札幌市森林整備計画とも整合性を図っております。

次に、方針の期間です。

森林施策は長いスパンで考える必要がありまして、100年先の姿を将来像とし、それに向けた展開を図っていくこととなりますが、本方針の期間は、まずはおおむね10年として、さらに、その後、10年、10年と順次改定していく予定となっております。

続きまして、2枚目に移ります。

資料の左側をご覧ください。

本方針の内容について、現在検討予定のものの概要につきましてご説明いたします。

一つ目は、森林の多面的機能の発揮と持続可能な森林整備に関する検討です。

先ほどもご説明したとおり、現状では、間伐遅れの人工林が多く、森林の多面的機能の低下が懸念されると同時に、多くが51年生以上であり、木材としては利用期を迎えております。しかし、私有林は小規模所有者が多く、採算が取れないといった理由から計画的な森林整備が進んでおりません。

一方で、森林経営管理法に基づく新たな制度が開始されたり、最近話題になっておりますウッドショックなど、社会情勢は速い速度で変化しております。

そこで、施策の検討例ですが、まず、市内の森林整備の方向性、例えば、人工林をその

まま継続した経営を行っていくのか、もしくは、間伐などにより針葉樹を減らしていき、針広混交林と言うのですが、広葉樹が混ざるようなものとし、将来的にはもともとあった自然の状態に近い天然林を目指すのかといった判断について検討を行います。このほか、私有林の整備を進めるために用いる経営管理制度など、各種制度の効果的な扱いについての検討に加え、市有林において、広葉樹を植栽して、育成して、伐採して、例えば、家具に使うような木材などの生産を行う広葉樹人工林施業への挑戦の是非についての検討などを想定しております。

二つ目といたしまして、林業担い手の育成確保に関する検討です。

全国的に言えることですが、林業が衰退したことによって、近年、森林整備の担い手が不足している状況が続いております。今後、森林整備を進めるに当たっては、担い手の確保が非常に重要になってきます。本方針では、安定的な事業発注や異業種からの参入など、様々な事業について検討を行う予定です。

三つ目は、道産木材利用促進と普及啓発に関する検討です。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の改定によりまして、木材利用はCO<sub>2</sub>の固定につながるということから、脱炭素社会の実現に資するものと明確化され、利用促進が求められております。さらに、最近話題になりましたが、ホテルなどの高層建築物でも木造が可能となる技術が向上しており、ますます木材利用が注目を浴びております。本方針では、公共建築物のほか、民間施設における道産木材の利用促進などに対する施策について検討する予定です。

四つ目は、自然歩道と市民の森などに関する検討です。

この二つの事業は、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づき、本市が森林所有者から土地をお借りしたり、使用許可を得たりすることにより、登山道や散策路を整備し、市民に開放するというものでありまして、森林の保全や普及啓発に資する施策であると考えております。

現在、自然歩道は、藻岩山、円山、手稲山など8ルート、市民の森は、西野市民の森など、6か所がございます。いずれも、階段や木道、看板などの施設の老朽化が進み、維持管理の負担が増大しているほか、近年、トレイルランニングなどの利用者の増加もあることによって、登山道の維持管理の在り方や市民の森の今後の在り方などの検討が必要だと考えております。

以上が現在想定している検討内容になります。

続きまして、右側に移りまして、本方針策定のスケジュールと進め方をご説明いたします。

本方針は、林学や林業に関する専門性が非常に高いことから、林業や木材に関する学識経験者と林野庁系の官公庁職員の6名で構成する有識者会議を設置し、ご意見を求めながら検討を進める予定でございます。

現在、会議の設置に向けて準備を進めておりまして、各専門の有識者の皆様には内諾を

いただいている状況です。

なお、木材の専門家として、緑の審議会の佐々木委員にも内諾をいただいております。

続きまして、方針策定に向けた検討スケジュールは、資料3の表のとおりとなっております。

先ほど有識者会議で意見を求めながら検討を進めると申し上げましたが、緑の審議会につきましても方針の検討に併せて随時ご報告をさせていただき、委員の皆様からはご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

現時点では、7月頃に緑の審議会を開催させていただき、このときに少し長めにお時間を頂戴したいと考えております。その後、庁内議論、再度の緑の審議会への報告、パブリックコメントを経て、令和4年度内の策定を目指しております。

以上で（仮称）札幌市森林基本方針の策定に関する説明を終わります。

○愛甲会長 ただいまご説明をいただきましたとおり、（仮称）札幌市森林基本方針を定めるため、有識者会議を設置して議論していくということになってはいますが、これについてご質問やご意見などをご自由にいただければと思います。

いかがでしょうか。

○山本委員 背景は承知しているのですが、災害を防ぐこと、あるいは、森林吸収の改善を目指してということもあるようですが、検討する中で優先順位を検討されていかないのでしょうか。

いろいろな課題があり、100年スパンでということでしたが、災害のことを考えると、この地域は率先してやらなければいけないなど、そういったものも出てくるのではないかなとお聞きして思いました。

二つ目として、私有林の整備が進まない事情は承知しているのですが、市の所有の森林の間伐などが遅れている理由がもしありましたら、お聞かせいただきたいと思ます。

三つ目として、道産木材の利用促進のお話がありましたけれども、私有林、市有林を含め、間伐遅れが8割以上という中、伐期を迎えているものが75%ということでした。間伐、育林がうまくいっていないところで51年生以上のものが建材としての材の質を持っているものなのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 三つのご質問をいただきました。

まず、災害防止という観点に関するご質問ですが、これにつきましては、今後検討する中で、例えば、都市部に近いような森林や、傾斜の具合、もし何かあったときの影響の大きさなどを考慮して特に対策を進める、災害対策に特化するかはわかりませんが、そういった整備を進めることにおいて優先されるもの、力を入れなければならないものは考えていかなければならないのかなと思っております。

次に、市有林についての間伐遅れについてです。市有林は市内に2,000ヘクタールぐらいありますが、その中でも白旗山が約1,000ヘクタールぐらいを占めております。なお、白旗

山では、もともと営林をされていて、針葉樹を植え、木を切って、材として売るということを行っておりまして。しかし、私有林と同じですが、採算がだんだんと取れなくなってきた、営林をやめたという経緯があります。その後、国の補助金等もいただきながら細々と間伐等を行っているのですが、何せ、面積が広大なものですから、全く追いついていないということです。このようなことから、市有林についても間伐遅れは非常に顕著な状況なのかなと我々は捉えているところです。

次に、木材の利用についてです。材として利用する適齢期を迎えている針葉樹がかなり多くの部分を占めておりますが、ちょうどいいものを優先して材として切って生産していくのか、それとも、その時期を過ぎた大径木から手を入れていくのかということがあります。大径木は手間がかかるのですけれども、材として取れなくはないと聞いていますので、どこを優先して行っていくかについてはこれから考えていきたいと思っております。

○愛甲会長 ほかにはいかがでしょうか。

○竹内委員 私は、定期的に円山に登っているのです。すごく気持ちがよくて、冬が特にいいなと思っております。少し前に八十八ヶ所ルートに登れない日がありまして、どうしたことなのだろうなと思ったら、倒れそうな木があり、それを伐採するということでした。なるほど、それだけ大きな木がたくさんあるのだなと思いました。

今日は、森林についてということです。ただ、世の中の状況は変わってきています。コロナに続き、ウクライナの侵攻ということで、いろいろなものが入りにくくなってきているということがあるかと思えます。特に、建築といいますか、木材が厳しいということです。

円山にはたしか原始林という看板が出ていまして、これはどうなのだろうなと思いがらいたのですけれども、そういうものが使えるとすれば、非常に難しそうには感じるのですけれども、これだけの資源が札幌にあるわけですから、うまくやっていただきたいなと思っております。

ただ、原始林としているのは大丈夫なのかなと単純に思ったので、それについて質問させていただきます。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 円山と藻岩山につきましては、原始林といいますか、天然記念物に指定されておりまして、基本的には木の伐採などは認められておりません。

今年の冬、竹内委員が山に登ろうとしたら、木を切るということで登れなかったということでしたが、まさに、散策路脇の大径木がほとんど倒れかかっている状態だったのですね。かなり大がかりな伐採の作業になるため、通行を止めさせていただいたわけですが、倒れるとか危険だとか、そういう状態にならないと許可が出ないという扱いになっております。

ですから、今後の方針の扱いとしても、円山、藻岩山については、基本的には木を切れない、守っていく、原始林という位置づけの中でどのような活用ができるのかを考えてい

きたいと思っています。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 コメントというか、意見をさせていただきたいと思います。

この手の森林の管理の国の会議等で検討会の委員を務めた後に必ず出てくることで、私の分野のいつも役に立つのが鹿対策です。天然林の人工林化は必ず進むというのはよく分かるのですが、まず間違いなくエゾシカにやられると思います。そのため、今後、市内のエゾシカ対策を考えるといいですか、森林管理計画の中にエゾシカをどう位置づけるかは非常に重要なことであると思います。もちろん、部局間の考えがあると思いますので、他部局とも調整をすることになるかと思いますが、森林計画の中でエゾシカ対策をどうするかは積極的に議論をいただきたいと思います。

例えば、伐採跡地で捕獲をするとかということをやっていないと、恐らく、市内への鹿の侵入は防げないと思っております。そのような政策に向けられるような議論をぜひしていただきたいということです。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 近年、鹿の問題のほか、今年度については東区にヒグマが出たということもあります。あれも森林から緑地みたいなところを伝って出てきたという話があります。

森林の重要な機能の一つでもあります。生物多様性を目指すのであれば、鹿も出てくるし、熊も出てくるしというようなことになってくるので、そのバランスが重要になってくるかなと思っております。

なお、鹿や熊については、他部局になって申し訳ないのですが、環境局でいろいろと検討をされておりますので、そういったところとも連携を図りながら方向性について考えていきたいと思っております。

○愛甲会長 私もその点はお願いしようと思っておりました。

吉田委員も私も生物多様性さっぽろビジョンを改定する委員会を環境局のほうでやっていますし、ヒグマ基本計画の改定もすすめられています。

獣害の問題、それから、森林というのは、非常に重要な生息地でもあります。さらに、生物多様性を保全するという意味でも森林は非常に重要な場所です。

先ほど竹内委員がおっしゃったように、天然記念物、あるいは、札幌市の条例で指定されている保護地域などは、2030年度までに30%の保護地域を確保していくという30by30のロードマップの上でも重要な場所として位置づけられようとしてきていますので、その辺も踏まえた上で議論していただけるとよいと思います。木材生産の場所と、守る場所とをメリハリをつけてやっていくということを議論をしていただければいいなと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○菊地委員 私有林の現状についてお聞きします。

森林基本計画が対象としているのが私有林と市有林で、それが市の14%で、そのうちの25%が人工林と書いてありました。私有林の人工林は、今、間伐未実施と聞いていますが、

実際問題、こういった私有林の所有者の方々の中には林業をやろうとしている方が結構おられるのですか。

その上で、間伐ができていない、何とかしたい、あるいは、市としても森林の公益的機能を損なわないような間伐をしたい、あるいは、材として私有林も利用したいと考えているのか、それとも、所有者は、昔、拡大造林の時期にトドマツなんかを植えたけれども、もういいやという方が多いのか、その状況をお聞かせ願います。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） まず、私有林についてですが、私の知っている限りでは、現在、札幌市内において私有林で林業という形態で木を切って、売って、それで生計を立てている方はいらっしやらないと思っております。

一部、三菱マテリアルなどは定期的に手入れ等を行っているようですが、それもあくまで整備ということで、なりわいとして林業をやっているわけではないと聞いております。

平成31年に森林経営管理法ができてから、我々も、今まで何百筆かの所有者の方々に意向調査をしておりますが、約半数ぐらいの方々は、札幌市に整備を委ねたい、我々ではできませんというようなことを希望されております。

自ら何とかしてやりたいという方は僅かにいらっしやるみたいですが、林業として成り立たないという時代でしたが、近年、国の補助制度が、あるいは、我々も今年に初めてつくったのですけれども、森林環境譲与税を活用した補助制度を設けております。

こういったものを使うことにより、うまくやれば林業として成り立つ可能性もあるのかもしれないというようなことも考えた上で森林基本方針について議論していきたいと思っております。

ただ、現状、私有林をお持ちの大多数は整備は難しいと考えていると我々としては捉えているということです。

○菊地委員 最後のお話は、間伐をやって補助金をもらおうということですか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） そういった作業に当たって、例えば、機械の使用や林道整備など、そういうものに対して補助金を出すという制度です。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○竹澤委員 先ほど、森林環境譲与税が導入され、森林整備、木材利用の促進に必要な財源が確保されたとありました。それは国民から1,000円ずつということでした。

先ほど効果があるとおっしゃっていましたが、どのようなところに効果が出ているのでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 環境税自体は、先ほど説明したように、令和6年から徴収されますが、それに先立って森林環境譲与税が譲与されております。これまでは、小学校の建て替えのとき、内装として道産材を使うといったときに環境譲与税を充てておまして、今後も、引き続き、公共建築物の建て替えのときに道産材を利用するということがあります。

また、民間建築物についても何らかの形でお手伝いできることがあればなど考えており

まして、それについても今後検討していきたいと考えております。

○竹澤委員 今、建築で何でも材料費が高騰しているのです。

間伐もそうです。これは札幌市ではないのですけれども、山があるのに、結局、年齢が上がってくると何もできない状態です。こういうお金を利用してやらないといけないと思っています。

先ほど鹿や熊のこともありましたけれども、緩衝地帯を設けていけばそんなに入ってこないはず。でも、そうした山の整備ができていないから熊も出てくるのです。こういういい財源があるのであれば、そんなことにも使えるようなことにしないとダメだと思います。

年老いてきて、山を持っている人はもらわないかと言ってくる人もいます。もらってもどうにもならないという状態もありますので、この財源を大いに利用してほしいと思います。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 説明が足らなかったですけれども、先ほど話しました森林整備の補助金などにも譲与税は充てられまして、実際に充てておりますので、そういった活用もしていきたいと考えております。

○愛甲会長 対応するほか、補助もしてきているわけですが、その根っこになっている方針をまずはちゃんと固めておかないといけないということですね。

佐々木委員、委員になっていただき、この議論をしていただくので、ぜひ、コメントをいただきたいと思います。

○佐々木委員 この方針に関係する委員にも加わる予定ですが、今いただいたご意見も非常に参考になるなと思って聞かせていただいております。

ウッドショックで木材が入ってこないため、北海道はすごく期待されて、本州からもたくさん買い付けにいらしていたのですけれども、実際、蓋を開いたら窯がない、窯がないとなっています。窯というのは木材乾燥機なのですが、北海道にはそれが意外になく、結局、切っても乾かせないということです。建築材として利用するためには乾燥しないといけないわけですが、そこがネックになっていて、今、北海道庁でもいろいろと検討されて、プレカット工場に乾燥機を入れたりしています。

また、三菱マテリアルのお名前も出ましたけれども、三菱マテリアルでも、自社の社有林を国産材として売り出したいとなっています。どのぐらい自社の材料が使えるかどうかというお話が先ほどありましたけれども、今、公共建築物で使ってもらうには、強度とかヤング率が分からないと使ってもらえないので、そうしたデータ収集を始めています。

こういう会議になればまた具体的な話になると思うのですけれども、出口をどこに見据えてやるか、そこまでにどのぐらいコストをかけてやれるのか、そうした話もしないと、多分、計画を描いてもなかなか使ってもらえないとなってしまうのではないかなと思いますので、そういう観点で実現性のある施策につながるようなご協力をさせていただければと思っています。

○愛甲会長 審議会には7月に素案の報告をしていただく予定ですが、そうした議論を期待したいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○石松委員 私も森林経営管理法を隅から隅まで読んでいないのですが、また、札幌にどのくらいあるのかということもあるのですけれども、私有林の委託を受けるに際し、所有者不明の場合には一部委託を受ける方法があるかなと思います。いわゆる原野商法みたいな感じで、何百人もの所有者がいる森林を、業務上、一定数見ることがあるのですけれども、そういった土地に対して委託を順次進めていくところで詰まってしまったりすることはないのか、法的なところで引っかからないのか、これについてはいかがでしょうか。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） いわゆる原野商法による現状有姿分譲地は札幌市内にもすごくたくさんあります。我々としては、これから効率的、効果的な整備をしていくに当たって、そういったところに手をつけると非常に時間がかかってしまうので、まず、そうではないところについて意向を聞き、整備をしていこうという考えで進めております。

この考えについては、今後の会議の中で議論をさせていただくかどうかは分かりませんが、その考えについては異論のないところかなと我々としては考えております。

そうでなくても、森林所有者は代がどんどん替わっていき、所有者が分からないというケースは非常に多くありまして、それを追っかけていくというのも今後の大きな課題の一つとして捉えているところであります。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 森林の現況と社会的動向について丁寧にご説明をいただきました中で、平成31年、令和2年、令和3年に国の方針が出ていることも理解しました。

本市の動きのところで、SDGs未来都市、ゼロカーボンシティ宣言が令和2年にと記載いただいていますよね。これは100年計画ということですが、今回の対象地域を見ますと私有林と市有林となっています。また、その西側に市域の50%を占める国有林が広がっているということですが、そこでまず、国有林をどう考えるかを分かりやすく整理する必要があるのでかなと思っております。

この時点では方針ですので、まだ数値目標までいかないかもしれませんが、例えば、ゼロカーボンシティで何かの目標を定めるとき、国有林も含めて作戦を練っていくのか、市だけで無理であれば林野庁と協力していくのか、その辺りのビジョンといたしますか、道筋のイメージがあればお聞かせ願いたいと思います。

数字だけでなく、もう少し具体的な話になりますと、先ほど佐々木委員からもお話がありましたけれども、窯の問題がありましたよね。例えば、国有林の奥のほうから切り出してくるとなりますと、林道の問題があります。また、切り出したものをどう流通させ、どう窯で乾燥させ、使いやすいように加工していくのかなど、かなり広範囲にわたる札幌市だけではない工夫をしていかないと非常に狭いものになってしまうなと思うのですけれど

も、何かお考えがあればお聞かせ願います。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） おっしゃるとおりかと思います。

札幌市の森林のうち、大部分は国有林が占めております。

国有林につきましては、国において整備や保全の考えを持っており、基本的には、国有林は対象外となっています。ただ、今回検討するに当たり、委員として林野庁の方にも入っていただく予定になっております。そこで、今後の審議を進めていく中で、国の考えはこうですよ、国がそうならば札幌市はこうしましょうなど、そういう連携を図って考えていきたいと思っているところです。

○小澤委員 西側がほとんど国有林で、そこと市街地の間に私有林、市有林があるといった位置関係ですよ。ですから、私有林、市有林だけをにらむのではなく、背後にある国有林の存在をしっかりと意識しながら計画を立てるとより有効かなと思いますし、これは地理的なアドバンテージだとも思うのです。せっかく方針を立てますので、北海道はもとより、全国に先駆け、林野庁と一緒に引っ張っていくようなものになっていけばいいなと思っていますし、ぜひ積極的にやっていただけたらと思いました。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○児玉委員 先ほどから、ウッドショックの話や木材が不足しているというお話が多くありましたけれども、日々、木材がない、木材費が高騰しているという問題にぶち当たっております。

松材も7万5,000円／立米ぐらいが私たちの感覚であったものが倍ぐらいになって、それ以上になっていくという状況です。今までCLTで国産材を使って建物をつくっていきこうという勢いを感じながら仕事をしており、建築雑誌だったり、いろいろなところでそういう機運が高まっているところにウッドショックがあって、これからどうなるのだろうと感じていました。

今回、森林基本方針については、森林は環境保全や災害に関しての観点から語られることが多いと思うのですが、森林資源に関しても札幌市としてきちんと取り組んでいくというお話を伺え、とても明るい気持ちといいますか、ビジョンが見えてまいりました。

製材をどこでするかでどこの産地か決まるといえることがあると思うのですが、今まで、国産材、道産材ということでブランド価値が高まっていて、札幌市が森林資源をつくってブランド化できれば、家具や建物も含め、札幌市でつくられた木でつくっているというのはブランド化になるのではないかなと感じました。

そうしていくためには、製材をどこでするか、プレカットをどこでするかなど、すごく細かな問題が多くあると思うのですが、税金から財源が出てくるなど、いい方向になる中で、そういう価値で、費用といいますか、森林を保全していく財源が出てくれば札幌市の森林の将来はすごく明るいと感じます。

これは少し勇み足かもしれませんが、そうした先のことに関してもう少しお話があればお聞かせいただきたいと思います。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 札幌市ではありませんが、北海道では、今、道産材を「HOKKAIDO WOOD」としてやっております。これがブランド化につながるかどうかは分からないのですけれども、そういうマーケットをつくっています。さらに、道産材を使った建築物などについて認証するといいますか、「HOKKAIDO WOOD」使って建てた建物ですという制度や取組も始めているところです。

このように、「HOKKAIDO WOOD」を使っているのだよということで、ブランド化ステータスにつながるような流れができれば道産材の需要もどんどん高まっていき、先ほど佐々木委員からもあったように、乾燥機を買ってみようかという会社も現れるかもしれないですし、森林の循環もよくなってくのかなと思っています。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○犬嶋委員 私は、建設業の中で建築という仕事をしています。

札幌市発注の公共的な建物でしたら、道産材の活用が進んでいくのではないかなと思うのですけれども、民間の建物でも、先ほど課長様がお話しされたように、道では認証制度が進んでいるということでございますので、札幌市でもそのようなことをお進めいただければと思います。

また、先ほど、令和6年度からの森林・林業基本計画の年額1,000円というものも出てきているということがありました。しかし、民間では、ブランド化といいますか、たくさん木材を使いますとお金がとてもかかるものですから、そこに補填みたいなものがあると進むのではないかなというふうに思っていることが一点です。

もう一点は、人材の確保についてです。これは、森林関係だけではないのですが、建設業はきつい、汚い、危険の3Kで、どうしても若者が入ってこないというイメージがあります。しかし、本州の方などは北海道や札幌への憧れが強いので、そういうところで働くのは格好いいというようなイメージをつけるといいと思います。

少子高齢化ということではありますが、U・Iターンも含め、若手の確保をどんどん進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 民間の建築物に対する補助制度については大きな課題かなと捉えております。

ただ、民間建築物の木材利用に関しては森林環境譲与税を充てることができます。とはいえ、譲与税も限りある財源となりますので、民間への補助まで広げると、コストが結構かかってくるという課題もあります。ですから、こういったものには補助しようよというふうに優先順位的なものをつくるなど、そういったことも含めて今後検討していきたいと思っております。

次に、担い手確保についてです。

旭川に北の森づくり専門学院という林業の担い手を育てる専門学校ができて、結構人気らしいですし、倍率も非常に高いということです。この間、第1期の卒業生が出たのですけれども、引く手あまたというか、皆さんの就職先も決まっている状況だと聞いてお

りますので、こういったものも広げていってもらいたいと考えてございます。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○山本委員 2回目ですみません。

担い手というお話が出たので、思っていること、お願いについてお話しします。

林業の従事者が不足しているということですが、僕は、仕事でも15年ぐらい前から若者とまきをつくったり林に入ったりしているのですけれども、希望している人たちは北海道内にも札幌にも山ほどいます。でも、やっぱり、働き口がなかったり、森林組合に入った人もいるのですけれども、ああいう古い組織にはなかなか若者が入って行きづらい、封建的な縦社会ということがあります。

今、専門学校の話がありましたけれども、そういった方たちが新しく事業を立ち上げ、そういう主体を育てていくという視点も踏まえて事業の検討をいただけたらなど強く願っています。

○愛甲会長 オンラインのお三方、もし手を挙げていたのに気づいていなかったらごめんなさい。何かご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 非常に多くのコメントを皆さんからいただきましたので、ぜひ、そうしたことを有識者会議でも取り上げていただけたらうれしいですし、その議論に期待したいと思います。

佐々木委員、よろしく願いいたします。

続きまして、都心のみどりづくり方針の策定に関する中間報告についてです。

説明をお願いいたします。

○事務局(中田みどりの推進課長) 私から都心のみどりづくり方針の中間取りまとめについてご説明させていただきます。

資料3をお開きください。

本方針につきましては、これまで、令和2年の秋頃から、有識者による非公開の検討組織である都心のみどりづくり方針検討委員会におきまして議論を継続してまいりました。

緑の審議会におきましては、適宜、検討委員会での議論についてご報告をさせていただいておりましたが、今回は本方針の大まかな内容を現時点で取りまとめた中間取りまとめとして報告をさせていただきます。

本資料の構成といたしましては、目次に示してあるとおり、都心のみどりづくり方針について、各重点エリアのみどりづくりの目標と方針、最後に今後のスケジュールとなっております。

それでは、2ページをお開きください。

まず、前回の緑の審議会でもご説明したところでございますが、都心のみどりづくり方針についての概要をまとめております。

この方針は、上位計画に当たります第4次札幌市みどりの基本計画におきまして、みど

り豊かで魅力的な都心の形成を目的に、別途、策定することが定められておりました、都心のみどりづくりについて、目指すべき将来像と取組の方針を明らかにするものであります。

本方針の位置づけは、札幌市まちづくりビジョンを最上位計画、第4次札幌市みどりの基本計画を直近の上位計画とし、第2次都心まちづくり計画など、その他の部門別計画と整合、連携を図ることとしております。

また、検討対象の範囲につきましては、まちづくりと連動したみどりづくりを進めるため、今後、まちづくりの機運が高まると予想される区域を踏まえ、資料左下の図の黄色枠線のひし形の部分を想定しております。

計画期間につきましては、上位計画であります第4次札幌市みどりの基本計画に合わせて令和11年度までとしております。

資料右側には本方針の構成についてお示しをしております。

本方針につきましては、進まないみどりの空間の創出とみどりのオープンスペースへの高まるニーズを都心の抱えるみどりづくりの課題といたしまして、まちづくりと連動した実効性のあるみどりづくりを進めるため、新たなまちづくりの視点を導入し、活発化するまちづくりの動きと連携、活用した上で、みどりあふれ、魅力的な空間で活力に満ちた都心を形成することを目的としております。

また、目的とともに、都心のみどりづくりに関する基本目標を二つ掲げておりました、一つ目は都心の魅力を高めるみどりの創出と活用、二つ目はみどりのネットワークの形成としております。

この目的と二つの基本目標の実現に向けまして、公共、民間、市民等との協働といった三つの視点から実現に向けての基本方針を設定し、みどりづくりを推進したいと考えています。

各基本方針の中身につきましては後ほど説明をさせていただきます。

また、今後のまちづくりの動きを踏まえまして、効率的なみどりづくりを図るため、特にみどりの充実を重点的に図るエリアといたしまして重点エリアを設定し、各エリアにおいて個別の目標方針を立て、それらの具体化に向けた取組を三つの基本方針の視点からそれぞれ検討していきたいと考えております。

それでは、3ページをお開きください。

3ページには二つの基本目標をお示ししております。

基本目標の一つ目は、「都心の魅力を高めるみどりの創出と活用」です。

都心ならではの魅力的なみどりづくりを推進するため、三つのみどりづくりの視点を、1点目は札幌らしさ、2点目には都心の居心地のよさ、3点目にはグリーンインフラの推進による多様な機能の発揮ですが、この3点を基に、都心で発揮すべきみどりの機能として、八つの都心の魅力を高めるみどりについて整理しております。

これらのみどりを創出することにより、都心の魅力を高めつつ、さらに、みどりの持つ

多様な機能を発揮し、生物多様性の保全といった都心の環境を支えるみどりとしての機能も誘発されていくと考えています。

こういったみどりの機能が発揮されることによりまして、みどりのオープンスペースにおいて様々な人間活動が促進され、さらには、SDGsの目標達成への貢献につながっていくと考えております。

続いて、右側の半分をご覧ください。

基本目標の二つ目は、「みどりのネットワークの形成」です。

都心におきまして、北海道庁や大通公園など、重要なみどりの点と点を線で結び、みどり豊かで快適な歩行空間をみどりの軸と位置づけてネットワーク化することにより、都心における回遊性や景観の向上等につなげていきたいと考えております。

ネットワーク図の中にある凡例をご覧ください。

まちづくりの動きと連携したみどりづくりを進めるため、第2次都心まちづくり計画に位置づけられた骨格軸と展開軸、合わせて5本の軸を今回はみどりの軸として位置づけているほか、それらを補完する複数のみどりの補完軸により構成されております。

4ページをお開きください。

4ページには実現に向けた三つの基本方針について詳しくお示ししております。

先ほどの二つの基本目標の達成に向けて、公共整備と改善、そして、民間再開発等との連携、さらには、市民、企業との協働といった三つの基本方針を設定しております。

一つ目の基本方針は、「公共空間の整備・改善によるみどり豊かな空間形成」です。

現在、都心にあるみどりの空間は、公園や街路樹、北海道大学植物園など、公共空間にあるみどりに支えられています。これらの既存のみどりの空間を最大限に活用し、魅力的な空間を形成するとともに、道路空間の活用も視野に入れながら新たな空間形成に取り組みます。

具体化に向けた取組としましては、都心アクセス道路整備との連携による創成川公園の北伸、さらには、東4丁目通の道路整備事業との連携による街路樹のみどりづくりの推進、さらには、大通公園の魅力アップや街路樹のボリュームアップ、道路空間を柔軟に活用したみどりづくりの検討、そして、公園の必要性が高い地域での公園づくり、この6点を検討していきたいと考えております。

二つ目の基本方針は、「民間再開発と連携したみどりの創出」です。

都心において居心地のよい空間を整備するには、公共整備の緑化だけでは限界があり、民間による緑化が重要となります。

官民連携によるみどり豊かなまち並みを形成していくため、民間によるみどりについても効果的な配置、配色を誘導する仕組みづくりに取り組みたいと考えています。

具体化に向けた取組としましては、既存制度の運用見直しの検討、緑化の具体例やメリットなどの共有を図るための各種補助制度の有効的な活用、さらには、事業者向けの緑化ガイドラインの作成、そして、緑化や維持管理への負担軽減につながるような取組、それ

から、地区計画や景観施策等との連携によります良好な民有地の緑化を誘導するための取組などを検討していきたいと考えております。

三つ目の基本方針は、「市民、企業の協働によるみどりの充実」です。

公共、民間を問わず、整備されました緑地の良好な維持管理を実現していくため、民間により創出された緑地をみどりづくりのボランティアなどの活動場所とするなど、みどりに関わる人材の育成と人的なネットワークの構築に取り組んでいきたいと考えています。

具体的には、既存の花と緑づくりの登録制度を活用しながら、個人や団体が行うみどりづくりの活動に役立つ情報の提供や相互の交流を進めるため、花と緑の都心まちづくりネットワークを整備する、そのほか、みどりに関する担い手の確保、さらには、緑化活動が今後も継続、発展することを目指し、緑化活動への支援や普及啓発も進めていきたいと考えております。

5ページをお開きください。

5ページには今後さらなるみどりの充実を図るための重点エリアについてお示しをしております。

大通公園などの既存のみどり空間を核といたしまして、都心の開発プロジェクトの動向といった今後の民間再開発の機運が高まると考えられるエリア、そして、先ほどご説明した三つの基本方針の方向性などを踏まえまして、図で青い丸囲みの5か所、そして赤い丸囲みの3か所、この計8か所を重点エリアと位置づけまして、今後、さらなるみどりの充実を重点的に推進していきたいと考えています。

各重点エリアのみどりづくりの目標、方針に関しましては6ページ以降でお示ししていきたいと考えています。

なお、中島公園の周辺につきましては、周辺におけるまちづくりの在り方等も今後検討がされることになっておりまして、そのまちづくりの方向性が示された後、具体的な方向性について検討していきたいと考えています。そのため、本方針では中島公園周辺における具体の取組については記載をしておりますが、ご了承ください。

続いて、6ページをお開きください。

6ページから12ページにかけては、各重点エリアのみどりづくりの目標と方針についてお示ししております。

まず、札幌駅前通の重点エリアについてです。

札幌駅と大通をつなぐ都心のメインストリートでもありますので、みどりづくりの目標を「札幌の目抜き通りとしてのにぎわいや、多様な活動と調和したみどりづくり」と設定しております。

目標の実現に向けて、三つの方針を設定しています。

一つ目は、「豊かなみどりと建物が調和した風格のある街並みを創出します」です。街路樹のボリュームアップや沿道の緑化によりまして、メインストリートにふさわしい風格のある空間を創出していくことを目指しております。

二つ目は、「豊かなみどりとにぎわいが楽しめる駅前通ならではの歩行空間を創出します」です。再開発などにより整備された沿道のオープンスペースを歩行者の目線に立ったみどりで彩り、歩きながらも豊かなみどりを感じられる空間を生み出していきたいと考えています。

三つ目は、「屋内空間を活用した重層的なみどりのネットワークを創出します」です。地上や地下、屋内や屋外と多様な空間においてみどりづくりを進めることで重層的なみどりのネットワークの創出を目指しております。

以上の目標と三つの方針を示したイメージ図につきましては資料の右側に示しております。

続きまして、7ページをお開きください。

7ページには大通の重点エリアについてお示しをしております。

札幌市のシンボリックな存在でもある大通公園を含む大通重点エリアにつきましては、みどりづくりの目標を「都心の発展に向け大通のさらなる魅力と機能の向上を目指す」と設定しています。

目標実現に向けては、三つの方針を設定しています。

一つ目は、「大通公園のいこいとにぎわいの両立を図ります」です。

大通公園においては、公園としての利用、憩いのほかに、様々なイベントが行われるにぎわいの二つの創出の機能を併せ持っております。方針の1については、この憩いとにぎわいの両立を図るための取組を検討しています。

具体的には、イベントにおける準備期間の短縮、憩える空間の確保、公園ルールの徹底の取組、戦略的活用エリアの設定を検討しています。イベントにおきましては、プレハブ等の設置準備や撤去に関わる期間をできる限り短縮する取組により、通常の公園として使用できる時間を少しでも確保していきたいと考えています。

また、新たに戦略的活用エリアを設けることにつきましては、大通公園で最も利用が多い西1丁目から西4丁目までを戦略的活用エリアと設定し、今後、都心のシンボリックな存在としてふさわしい活用方法を様々な実験の取組を通して検討し、大通公園のさらなる魅力アップにつなげていきたいと考えています。

方針の二つ目は、「大通公園の魅力と機能の向上を図ります」です。

具体的には、大通公園の再整備や連続化、大通公園の外側歩道部の有効活用、さらには、官民連携による民間手法の活用を検討していきたいと考えています。

大通公園は前回の再整備から約30年が経過しておりまして、次の再整備の時期が近づいております。老朽化施設等の対応も含めまして、大通公園の再整備を今後検討していきたいと考えています。

また、その中で、西8丁目と西9丁目の間、現在、イサム・ノグチのブラック・スライド・マントラという滑り台が設置されてある場所で、ここを連続化したのが約30年前というのですが、大通公園の別の場所についても連続化ができないものかどうかを、その可

否も含めて、これから検討していきたいと考えています。

連続化の検討に当たりましては、来年度以降に実施を予定しております自動車の交通量の調査やその解析、また、利用者への意識調査などの結果を踏まえ、連続化の検討可能な場所を絞り込み、その上で可否も含めて検討していきたいと考えています。

方針の三つ目は、「沿道と連携したみどりの軸の強化を目指します」です。

具体的には、再開発によるオープンスペースの創出と活用の検討、沿道建物低層部の機能と調和したみどりの創出、景観の質の向上、大通公園と沿道が一体となったまちづくりの推進について取り組んでいきたいと考えています。

この方針3では、大通公園だけではなく、大通公園と調和した沿道の緑化の誘導などによりまして、公園と一体となった景観を創出し、みどりの軸としての機能をさらに強化することを目指していきたいと考えています。

下のイラストをご覧いただきたいのですが、丁目ごとの特性を踏まえまして四つのエリアによる活用を想定しています。4色に色分けされており、おおよそですが、このような想定の下で検討を進めていきたいと考えております。

それでは、8ページをお開きください。

8ページには創成川通の重点エリアについてお示しをしております。

創成川通については、みどりづくりの目標を「創成川の水辺環境と調和し、いこいとやすらぎを創出するみどりづくり」と設定しています。

目標の実現に向けては、三つの方針を設定しています。

一つ目は、「いこいと交流の場となる親水緑地空間の整備を検討します」です。

都心のアクセス性強化を目的に現在検討が進められている都心アクセス道路整備との連携によりまして、地上部分にある創成川公園を北伸し、都心における憩いと安らぎの空間の整備を検討しております。

二つ目は、「札幌駅周辺と大通をつなぐ歩行環境の形成と回遊性の向上を図ります」です。

札幌駅の周辺や北3条通との結節点での滞留空間の整備など、みどりの歩行者のネットワークを構成し、東西南北の回遊性の向上を図ることなどを目指していきます。

以上の目標と二つの方針を示した方針のイメージ図を資料の右側に示しております。

続いて、9ページをお開きください。

9ページには北3条通重点エリアについてお示ししています。

沿線に歴史資源や文化的な拠点多く存在する北3条通につきましては、みどりづくりの目標を「札幌の歴史や文化を継承し、風格を備えたみどりづくり」と設定しています。

目標の実現に向けまして、二つの方針を設定しております。

一つ目は、「知事公館周辺と苗穂周辺をつなぐ、歴史と自然を感じるみどりの歩行者ネットワークの形成」を目指します。西は知事公館から、東は苗穂の産業遺産群を結びます豊かなみどりの空間の中で歴史と文化を感じることができる歩行空間の形成を目指し

ております。

二つ目は、「イチョウ並木と沿道の建物による風格のある景観の形成を目指します」です。イチョウ並木を軸といたしまして、それらと調和した沿道の緑化によりまして、風格のある景観を形成し、歴史を感じる象徴的な通りの形成を目指していきます。

以上の目標と二つの方針を示したイメージ図を資料の下半分に示しております。

なお、北大植物園のところが破線となっております。北3条通は、第2次都心まちづくり計画ではうけつぎの軸というような言い方をされておりますが、この北3条通のみどりのネットワークの一つといたしまして植物園を位置づけてよいかどうかを、これから、北大など、関係機関の皆様方と協議を進めながら検討していきたいと考えております。

10ページをお開きください。

10ページには東4丁目通の重点エリアについてお示しております。

近年、人口が増加し、居住者が増えている創成東地区を貫く東4丁目通については、みどりづくりの目標を「職・住・遊を支える軸としての象徴性と回遊性を創出するみどりづくり」と設定しています。

目標の実現に向けて三つの方針を設定しております。

一つ目は、「創成東地区まちづくりの基盤にふさわしいみどり豊かな街並みを創出します」です。

東4丁目通の道路整備事業と連携しながら、歴史ある地域の個性を育む街路樹の整備によりまして、風格のある美しい並木空間の創出を目指していきます。

二つ目は、「回遊性の高いみどりの歩行者ネットワークの形成と充実を図ります」です。

旧卸センターの民間再開発などにより創出される緑地空間など、地区計画により創出される沿道の豊かな緑化空間等を結ぶことで札幌駅につながる回遊性の高いみどりのネットワーク形成を目指していきます。

三つ目は、「環境に配慮したまちづくりを目指します」です。

道路沿線におきまして、雨水浸透型花壇のような保水性や親水性の高い花壇の整備によりますグリーンインフラを積極的に活用し、環境に配慮したみどりづくりを推進してまいります。

以上の目標と三つの方針を示した方針図を資料の右側に示しております。

続いて、11ページをお開きください。

11ページには札幌駅周辺重点エリアについてお示しております。

既に様々な大規模な再開発が動きつつありまして、札幌の玄関口でもある札幌駅の周辺につきましては、みどりづくりの目標を「札幌のにぎわい、活力の起点として、札幌らしさを象徴するみどりづくり」と設定しています。

目標の実現に向けて、三つの方針を設定しています。

一つ目は、「エリア全体でみどりのボリュームアップを図り、札幌の玄関口としてふさわしいみどり豊かな空間をつくります」です。再開発等により創出されるオープンスペー

スに一体感を持った緑化を推進し、訪れた人が札幌らしさを感じる空間を目指していきます。

二つ目は、「南口駅前広場での人の目線に立ったみどりのボリュームアップを図ります」です。多くの人を訪れる南口駅前広場ですので、北5条通や札幌駅前通のみどりにつながるような効果的な緑化によりまして、人の目線に立ったみどりづくりを推進していきます。

三つ目は、「北5条・手稲通沿線でみどり豊かな空間形成を図り、重要なみどりの軸として都心全体の回遊性を支えます」です。沿道の再開発等と連携しまして、沿道の緑化の充実や札幌駅側からの景観に配慮したみどりづくりを推進していきます。

以上の目標と三つの方針を示したイメージ図を資料の右半分に示しております。

続いて、12ページをお開きください。

12ページには大通西周辺重点エリアについてお示ししています。

札幌市の資料館や知事公館といった文化・歴史資源が集まる大通西周辺につきましては、みどりづくりの目標を「文化・芸術・歴史資源と集客交流機能を高めるみどりづくり」としております。

目標の実現に向けては、二つの方針を設定しています。

一つ目は、「豊かなみどりの中を歩けるまちづくりを検討します」です。北海道大学植物園や大通公園など、多くの人が集まるエリアをつなぐ道路空間に豊かなみどりを創出することを目指していきます。

二つ目は、「みどりを活用した文化・芸術・歴史資源の魅力の更なる向上を目指します」です。札幌市資料館とローズガーデンが調和した象徴的なみどり空間を形成し、美術館など、周辺の施設と連動したみどり豊かな文化環境拠点として魅力の向上を目指していきます。

イメージ図面につきましては右半分をご覧ください。

続きまして、13ページをお開きください。

13ページには今後の進め方についてお示しをしております。

まず、表の上段にはこの方針に関わる調査検討のスケジュールについてお示ししています。

来年度につきましては、5月頃から6月頃にかけて、大通公園周辺の自動車交通量の調査を実施する予定です。また、交通量調査の結果が出た後、市民の皆様方に本方針に関する意向調査でありますオープンハウスの開催を予定しております。

各種調査結果を踏まえまして、再度、専門の検討委員会で議論し、取りまとめた方針案を12月頃に緑の審議会の委員の皆様方へ報告をさせていただく予定でおります。

また、表の下段では関係計画との関係をお示ししておりますが、本方針の最上位計画であります第2次まちづくり戦略ビジョンのビジョン編の策定内容を踏まえながら、大通沿線のまちづくりの計画でありますはぐくみの軸強化方針の内容や取組について相互に連携、整合を図りながら令和4年3月にこの方針を策定していきたいと考えています。

次に、今後の検討事項といたしまして、検討が必要な課題と都心のみどりづくり方針をよりよくするためということについて2点お示ししております。

今後の検討課題としまして、具体的な取組となります推進プログラムを示していきたいと考えています。

具体的には、再開発等によります規制誘導手法の連携体制の構築、さらには、当面の再開発等によります対応、そして、急を要する札幌駅交流拠点の再開発への働きかけといった事柄につきましてはできるだけ早く対応する必要があると考えておりますので、今回ご審議していただいた内容を踏まえ、早速、関係機関と調整を進めていきたいと考えています。

そのほか、交通量減少の要因の把握、北海道大学植物園の位置づけ、さらには、大通重点エリアの延伸につきましては、さらなる調査、関係機関との認識共有などを進めていきたいと考えております。

また、都心のみどりづくり方針をさらによくするため、多くの方々に方針の内容やみどりづくりの方向性を理解していただくため、文字を少なめにして視覚で示すことのほか、写真よりもイラストなどで示すことなども意識しつつ、分かりやすい方針づくりを今後検討していきたいと考えております。

駆け足となりましたが、都心のみどりづくり方針の中間取りまとめに関する説明を終わらせていただきます。

○愛甲会長 昨年5月の審議会で説明をしていただきましたが、検討会がその間に3回開かれて、この中間取りまとめができたということです。

ご質問やご意見などを皆さんから伺おうと思いますが、いかがでしょうか。

○異委員 みどりづくりの目標についてです。

一つ一つ、いろいろなことが長々と書いてあって分かりづらいと思いました。例えば、6ページに札幌駅前の重点エリアは札幌の目抜き通りとしてのにぎわいや多様な活動と調和したみどりづくりとありますが、これはどういうことなのでしょう。

2段になっているところは1行ぐらいにまとめられないのかなと思います。目標なので、いっぱい格好よく書けばいい感じもするのですが、市民に分かりやすく、こうしましょうとストレートに伝えるほうにシフトしたほうがいいのではないかなというのが感想です。

もう一つ、市民と連携しなければ、みどりを保っていくことはできないよねという話を前からしていたのですが、その話の中で、4ページの(3)の基本方針3の花と緑の都心まちづくりネットワークの整備のところネットワーク整備をしていきます、情報発信をしますということが書かれています。これからの時代、SNSを使って発信していくのはいいと思うのですが、実際にみどりづくりに関わっている方は、個人、団体ともかなり高齢の方が多いのではないかと考えています。そうした方に対してネットワーク整備をどう考えているのか、分かりやすく伝えていくために、どう伝え、ネットワー

クをどう使っていくかはかなり重要になっていくと思いますが、そこをどう考えているのか、お聞きしたいです。

○事務局（中田みどりの推進課長） 事務局から回答いたします。

まず、1問目の各重点エリアの目標などはもっと分かりやすい短めの表現のほうがよろしいのではないかということについてです。

事柄についてはおおむねご理解していただけたと考えています。その上でもう少し短くできるところは短くするよう、シンプルな内容に検討していきたいと考えております。

○事務局（高本みどりの活用担当課長） 私からは、花と緑のネットワークについてお答えいたします。

花と緑のネットワークというのは既に事業化されております。札幌市内の市民の方々にボランティアとして登録していただき、それこそ、SNS等を活用し、情報発信をしたり、講習会を開催したりしています。ほかには、花壇への花植えや維持管理を行っていただいています。ただ、登録している団体、個人の方は、おっしゃるとおり、ご高齢の方が非常に多くを占めております。

我々としても若い方々にも参加していただくことは非常に大きな課題だと捉えておりまして、例えば、講習会のプログラムの中に親子で参加していただけるようなものがありますし、今年は学生にも参加してもらうようなものも考えているところです。

とはいえ、人生100年と言われており、セカンドキャリアと言っても非常に長いですから、そういう方々が主体になっていくということも悪いことではないのではないのかなとも思っております。そういう方々が主体となりつつ、若い方々にもできるだけ入っていてももらえるよう目指していくのが現実的なのかなと考えております。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○竹澤委員 まさしく私も高齢になってまいりました。ところが、コロナの影響でどこにも参加できない、ちょっと体を持て余しているという方が多いのです。40代、50代の方が入ってきて作業なんてできないですし、今はイベントもできません。そういう変わった雰囲気になっているのです。

高齢の男性陣は、若い人が入ってくるとすごく喜んで一生懸命に働いています。コロナという変化から新しい若い人が入ってきているというのは喜ばしいことだと思います。ただ、やっぱり引っ張っていかなければならないのは私たちなので、叱咤激励しながらみんなやっていこうとしている現状です。

○愛甲会長 なかなか難しいところがあって、私も東京農大の先生と一緒にタウンガーデナーの皆さんの調査も継続して行わせていただいているのですが、その結果だと、この何年かで辞められたり、団体自体がなくなったりしているところもあるのです。

その一方、新しく団体がつくられるなど、世代交代が比較的うまくいっている団体もありまして、その辺は細かく見ていく必要がありますし、どういうサポートが必要かを考える必要があるかなと思っています。とはいえ、異委員がおっしゃるように、全体的に高齢

化しているのは事実なので、そこをどううまく転換していくかは大事です。

また、都心となると、そこに住んでいる方は少なくなります。ただ、都心居住される方は増えてきているということもあって、都心の緑化や花植えを専門にするような団体が現れてきてもいいのにとったりもしています。これは今後の課題だと思いますが、部会でもその辺を議論していただければと思います。

それから、異委員の言われた目標が長いというのは確かにそういうところがあります。盛り込める文字はできるだけ盛り込んで表現しようということがあると思うので、それらを並べると長くなったり、分かりにくかったりするが出てきたのでしょうか。シンプルにできるだけ分かりやすくということで、適宜、最終の方針に向けてつくっていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○吉田委員 以前、発言させていただいたことの繰り返しかもしれないですけども、まず、例から言います。

僕の研究者の知り合いが写真を送ってきたら、ニューヨークのまち中の地下鉄の中にコヨーテがいたのですよ。大都市は、恐らく、今、こういう状態になりつつあります。先ほどは東区の熊の話がありましたよね。つなぐということに関しては反対しません。いいことだと思います。ただ、つなぐとまずいところもいっぱいあります。そこをもう一度検討いただきたいということです。

例えば、熊については、今、管理計画をつくっていますので、それと連携した上でどういうふうにつなぐかをこれにも記載していただきたいと思います。

皆さんは熊に傾向が行くところがありますけれども、アライグマや鹿もこれで多分入ってきます。つなぐことによるということがあり得ます。特に、黄色いひし形のところです。札幌市で鹿や熊が出たら、専門家派遣として我々が動くことが結構多いのですが、端っこのほうが危ないのです。

例えば、伊藤ガーデンのところに2年前ぐらいに鹿が入りました。ここをつなぐと、恐らく、今度は札幌駅に来ます。

豊平川沿いが橋になっていますけれども、そこではもう既に鹿の足跡がばんばんついています。これらを縦に創成川が続くと、新幹線の駅にも出ます。先ほどのニューヨークの話と同じです。これは笑い事ではないですけども、10年くらいたったら、改札口にエゾシカが来たよということになってしまいます。

つなぐことに反対しているわけではありません。そういうこともあるぞということを前提にするということです。そして、つなぐ際、そういうことが起こらないよう、どこかにバスケットボールコートやスケートボード場をつくるなど、配置をうまくすれば、それが防げる可能性があるのです。それをしなかったから、欧米ではまち中への大型哺乳類の侵入を防げなかったのが、札幌市ではぜひそういうことをご検討していただければ強くお願いしておきます。

○愛甲会長 先ほどお話をしたヒグマ基本計画の中でも、その議論が出ていまして、必ずしも全ての緑地が通路になるわけではないですが、除草なども含め、きちんと防除をするということとつなぐことはセットにして図っていかなければいけないということです。都心に入り込む前に、まずは周辺の市街地エリアで立ち切ることも必要だと思うので、それらを組み合わせ、そういう対応をしていく必要があると思います。

北大の構内でもキツネが繁殖しています。エリアの中に北大が入っていますから、もちろん、そういう可能性も十分あるということです。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 私が気になっていますのは13ページの検討事項のところでは。

今後の検討が必要な課題ということで、最初に推進プログラムについてご説明をいただきました。再開発等に対する規制誘導手法の連携体制構築ということで、これは非常に大事なポイントかなと思っているのですけれども、もう少し具体的に、誰と誰がどう連携するのかというイメージをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（中田みどりの推進課長） 再開発に対する規制誘導ということで、地区計画など、緩和型の土地利用の計画制度のほか、都市再生特別地区や総合設計制度など、いろいろなものがあります。その中で地域特性に合わせて計画を立てていただくことになりませんが、容積率の緩和が可能になる制度を活用することにより、緑化を効率的に誘導していくことが可能になるのではないかと考えています。

ただ、みどりの推進部にそういう計画等の情報が全て入ってきていたわけではありませんし、緑化制度を事業者にお伝えするということがなかなかできなかったところでは、こういった緩和制度をお伝えし、さらなる緩和の上積みについてみどりの推進部からも関係部局に働きかけることを考えております。

○小澤委員 恐らく、もうちょっと踏み込んで、よりパワフルにしないといけないのではないかなと私は思っています。

皆さんもご存じのとおり、駅前南口辺りに新幹線の建物ができますし、駅前通では非常に高層なビルの新しい再開発が軒並み進んでおります。そうしたとき、地区計画がかかる場合は都市計画審議会で審議され、その後に景観のほうに回ってきて、そのときにみどりの話が出るのですけれども、大まかなあらすじが都市計画や地区計画等でできておりますので、みどりに対し、景観的にこうしたいという考えがあってもなかなか反映できないのです。つまり、開発業者は非常にシビアなそろばん勘定で、床面積、ボリューム等を計算してやっておりますので、そこでみどりのほうにうまく融通できないといった面があるということです。

そうしたときにどういう案が出てくるかというと、屋上庭園の緑化、あるいは、壁面緑化というものです。事業ごとにそれぞれの事業者や設計者が一生懸命考えるのですけれども、どうもその枠の中だけにとらわれていて、全体の都市景観的にどうなるかがなかなかイメージできませんし、それをイメージしろと言っても、それは事業者や設計者にとって

酷ではないかなと思うのです。

ですから、特に再開発が急ピッチで進んでいる駅前通や駅の南口の辺りは、緑化イメージの具体のものを早めに出し、それに対して、この再開発ではどういう貢献ができるのかというようなスタンスで出してくる必要があるのではないかなと思っています。そうすると、芯が通り、それに対して各プロジェクトがどう協力できるかといった構図ができますよね。

プログラムはもうちょっと力強く、情報が入ってくるというより、むしろ能動的にどんどん都市計画や景観のほうに出していくぐらいのやり方のほうがいい結果に結びついていくのではないかなと思いますので、ぜひお願いできればと思います。

○事務局（齋藤みどりの推進部長） 補足させていただきます。

今いただいたご意見は全くそのとおりだと思います。これまで、駅前通にみどりを手厚く施しましょうなど、そういった考えさえ今までは持っていなかったものですから、例えば、駅前通での再開発の相談で駅前通に木を植えていいですかということではなく、駅前通には木を植えないで歩きやすい空間だけを広げればいいみたいなイメージがあるのが現状です。

しかし、今回、みどりづくり方針をつくることによって、みどりをつくるならどこに手厚く配置してほしいのかを明確にし、都市計画の窓口になっている地区計画の部隊などとも連携しながらやっていますので、そういった考え方で入り口のときに指導してもらうような対応をしていきたいと考えております。

その後、地区計画、景観を含めて、いろいろな制度があるのですが、緑化の基準が制度によって全然違っているということがありますので、統一した基準を持とうと考えています。

それから、実際の制度の運用も連携していけるような、同じ考えで取り組んでいけるように、緩和の基準も含めて統一化していきましょうよというふうにしていきたいと思っていて、そのおのおのの段階において、どういう対応をしていくのかも含め、推進プログラムに書き込みたいとの決意を持っており、何とか頑張ってきたと思っています。○小澤委員 恐らく、割と時間をかけてじっくりとやっていける場所と再開発のプレッシャーが激しいところがあって、そうしたところは早めに手を打たないと手遅れになってしまうところがありますので、強弱をつけていただければと思います。

今おっしゃっていただいた視点でパワフルにと思います。今すぐにできなくても、こうやる予定であるといった像やビジョンがあれば、それを先に示していただいて、これについて来いぐらいの形のほうがいいのかと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

○愛甲会長 今ご指摘いただいた点は、まさに都心のみどりづくり方針をなぜ今つくっているのかというきっかけにも通じるお話でした。目的の二つ目の民間事業との関係ですよ。札幌の場合、周辺にはみどりが多いけれども、都心にはみどりが少ない、そこを増やしていくためには、街路樹や公園だけで限界があって、民間の方々にお手伝いをしていた

だかないと魅力的なみどりあふれるまちにはできないだろうということがあります。そういったことで、より充実を図っていただければと思います。

犬嶋委員、今のお話に対して何かコメントはありますか。民間建築をされる事業者の方々が都心で建物を建てたり再開発をされたりする際、できるだけ緑化をしていただけないかというお話です。

○犬嶋委員 私はまだまだ勉強不足ですけれども、東京では、再開発のとき、建物の高さに対して木の高さも統一したような形で先に示すと聞いています。

先ほど小澤委員がおっしゃられていたように、札幌市でも、今、再開発がすごく進んでいますから、時間との闘いにはなってくるのだと思いますけれども、魅力あるまちをつくるためにぜひお願いいたします。

○愛甲会長 児玉委員、建築のお立場から今のお話に関心はありますか。

○児玉委員 民間で事業を行うとき、みどりをまちに提供したいというのは設計側も考えるところだと思います。ただ、メンテナンスを考えたとき、落ち葉が周りにどう影響するのだろうか、落ち葉が落ちない樹種は何だろうか、大きくなり過ぎて、後々、大変になる木は植えられないなど、メンテナンスのことがネックになるのではないかなと思います。

そのとき、民間のものも市のものも、街路樹の落ち葉を一緒に収集してくれるような制度があれば少しでも進むのではないかなと感じました。

○愛甲会長 メリット、デメリットを含め、取り組みやすい環境をつくるかという話ですね。

今日は中間取りまとめの概要を見ていただいていますけれども、緑化のガイドラインをつくる、あるいは、認証制度について、緑化に取り組んだ建物等の認証をするような仕組みも出てきており、東京や大阪などでは事例も増えてきていますけれども、札幌ではまだ少ないですので、そういった取組も必要かなと思って伺っていました。

景観の話が出ていましたけれども、片山副会長、ここでコメントはありますか。

○片山副会長 私から小さなところで気になったことをお伝えします。

7ページの大通重点エリアの話です。

テレビ塔の東側にも徐々にみどりをつなげていきたいという話は以前からあったと思うのですが、テレビ塔から東4丁目のところまで青い破線がずっと伸びていますよね。これを凡例の中にも入れていただきたいと思います。

10ページには、街路樹は北国らしい郷土種等の採用を検討とあるほか、東4丁目線も街路樹にするということが書かれているので、そのように大通との間を埋めるような計画を明確にしておくといいかなと思いました。

○事務局（中田みどりの推進課長） 東4丁目線はみどりの軸と位置づけているところでもございます。みどりの軸とみどりの軸がつながることでさらなるネットワークが構築されるというのもおっしゃるとおりだと思いますので、次のまとめの報告のときにはそのようなことも検討していきたいと考えております。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 すごい細かいことなのですが、3ページの左の上のところです。

前回からすごく読みやすく整理されたなと思いましたが、3ページの左側の上の基本目標の説明で、括弧の都心の魅力を高めるみどりという言葉と都心の関係を支えるみどりとあり、その下にまた出てきていて、くどい感じがしました。

また、下のみどりづくりの視点というところですが、先ほど説明のときにはこの視点で下の機能の説明を考えているということでしたけれども、その説明がここには一切ないので、この視点でやっているという説明も加えられたらよろしいかなと思いました。

○事務局（中田みどりの推進課長） 語句の重複感があったり、文字数が多いというところは否めませんので、できるだけ文字数を減らし、シンプルな表現を心がけたいと考えておりますし、ご指摘のことも踏まえ、もう一度整理をしたいと思います。

○愛甲会長 そのほかにいかがでしょうか。

○福田委員 私からは、9ページの北3条通重点エリアについてお伺いします。

説明の際、北大植物園のところ破線となっているのは、現在、この軸に含めるかどうかを検討中だというお話をされておりましたよね。前回の報告のときにも質問させていただいたかと思うのですが、北大植物園は、現在、塀で囲われており、市民や歩行者が自由に利用できない状況です。でも、札幌市としては、北大植物園の敷地を含めたいと考えていて、もし軸に含めた場合、積極的に開放していくといたしますか、通れるようにするというのを考えているのか、それとも、何か別の方法を考えているのか、検討中の項目についてお話しできる範囲でご説明をいただければと思います。

○事務局（齋藤みどりの推進部長） 北大植物園のところの記載についてです。

札幌市としましては、将来的には西側にも出入口を設けていただいて、有料、無料は別として、人が往来できるようにしてほしいという考えをみどりづくり方針で打ち出したいと考えております。

植物園で何らかの開発計画は全くないですが、将来的に何らかの動きがあったときには、札幌市の考えに基づき、北大で検討していただけることを期待し、札幌市としてはみどりのまちづくりとしてこの出入口は必要だということのみどりづくり方針の中で位置づけたいと考えているところです。

○福田委員 ここで分断されてしまっていますが、今ご説明をいただいたとおり、ここが通れるようになると流れとしてはすごくいいのかなと感じるので、ぜひ頑張ってお話を続けていただければと思います。

○愛甲会長 私から補足をさせていただきます。

私から、北大内での状況を説明します。

都心のみどりづくり方針で軸の上で位置づけることについては、植物園長に説明した上で了解は得ております。ただ、それは通り抜けができるという意味ではありません。みどりの軸として、環境的に、景観的につながっているという意味です。

園内にある文化財の保護や希少な植物の存在、維持管理も課題であり、すぐにオープンにし、通り抜けるようにできるわけではありません。

非常に貴重なみどりを持っており、この軸が重要だということは北大側でも承知しています。

○福田委員 北大側のいろいろなご事情をご説明していただきまして、ありがとうございます。

○愛甲会長 私から一つ質問があります。

中島公園については、M I C Eの施設の在り方の再検討があるので、今後検討することとしますという位置づけで本年度はまとめるということですか。重点エリアにはしておくけれども、中身はほとんど書き込まない状態になるということでしょうか。

○事務局（中田みどりの推進課長） 現状では、具体的な書き込みはできないと考えておりますので、今、会長がおっしゃったとおり、事柄だけを入れるというような整理をしたと考えております。

○愛甲会長 中島公園は、重要なみどりがある場所で、駅前通の札幌駅から視線が大通公園を抜け、末端に中島公園のイチョウ並木があります。歴史的にも大通公園、中島公園、円山公園は札幌で非常に重要なみどりを持っているエリアですから、なぜここが重点エリアなのかということはきちんと書いておいていただければと思います。M I C Eの再検討においても、その辺もご配慮をいただければと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 様々なご意見、ご質問をいただきましたので、これを部会にも報告していただいて、部会議論に反映していただければと思います。大通公園の連続化については、今後、交通量調査やオープンハウスなども行って検討していきます。検討委員会はあと2回予定されていますが、その結果を12月頃の審議会で報告させていただき、3月には審議会で最終案をご審議いただくという予定になっておりますので、その際にもご検討をいただければと思います。

それ以外に、全体を通してご質問やコメントなどがあつたらお伺いします。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 それでは、事務局にお返しいたします。

## 8. 閉 会

○事務局（中田みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたりましてご議論をいただき、ありがとうございました。

次回の審議会ですが、7月頃に札幌市森林基本方針の策定に関わる報告をテーマに開催を予定しております。詳細が決まりましたら事務局から正式なご案内を差し上げたいと思っております。

以上をもちまして第91回緑の審議会を終了いたします。  
本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上